

宮城体育館ご利用に関する留意事項

1 大会開催にあたって

- (1) 予約を取り消す場合や利用時間等に変更が生じた場合、判明した時点で書面により速やかにお申し出ください。
- (2) 会議室、多目的室等を利用する団体は、あらかじめご予約をお願いいたします。
また、会議室内の椅子・テーブルのみを使用する場合でも会議室の予約をしてください。
- (3) 利用時間枠は、準備と片付けの時間が含まれております。
利用時間枠を遵守し、大会運営を行ってください。
※役員のみ 15 分前・選手等は利用時間の入場となりますので周知をお願いします。
- (4) 特殊な造作、広告の掲示、物品の販売等は、事前に承認が必要です。
前橋市に許可を受けてから行ってください。
- (5) 2F卓球場を、やむを得ず大会運営上閉鎖したい場合も、事前にご予約をお願いします。
※トレーニングルームは一般の個人利用（有料）で開放を原則といたします。

2 大会時の注意する事項

- (1) 土足の厳禁
体育館シューズのまま館外にでるケースが見受けられますので土足厳禁の周知をお願いします。（靴の盗難が発生しております。靴は自己管理をお願いします。）
- (2) 飲食及び喫煙
指定場所以外での飲食・喫煙は禁止です。ご確認ください。
- (3) ゴミの持帰り
ゴミ（弁当、飲み物等）は、自主回収を行なってください。施設への置き捨ては禁止です。
- (4) 駐車場の使用
指定場所以外へは駐車禁止です。大会時の駐車場係員の配置をお願いします。
- (5) 施設・設備の損傷防止
万が一、施設や器具を破損した場合は、速やかに報告してください。
- (6) 施設の現状復旧
施設の使用後には、必ず清掃をおこなってください。また、器具庫等から出した器具などは、必ず元の場所へ返却してください。

3 災害等の発生時におけるスポーツ施設の臨時閉鎖について

災害発生など、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前橋市のスポーツ施設を臨時閉鎖する場合があります。

- (1) 地震等の災害発生により避難所を設置する場合
- (2) 前橋市内における家畜伝染病の発生により現地事務所を設置する場合
- (3) 新型感染症のまん延等により前橋市が閉鎖と判断した場合
- (4) その他、事故等により施設が利用できなくなった場合

臨時閉鎖した場合、その期間の予約（利用許可）を取消しさせていただくこととなります。

なお、上記事項に該当する場合は、使用料は返金しますが、大会準備等に要した費用は補償できません。